

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月から昭和○年○月までのうち、約3年10か月間、トンネル工事現場において坑夫として掘削作業に従事したことからじん肺になったとして、平成○年○月○日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2」、合併症なし、療養否の決定を受けていた。

請求人は、じん肺の合併症として「続発性気管支炎」を発症したとして、A会社B支店が施工していた工事現場（粉じん作業に従事した最終事業場）を管轄する監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを認め、同年○月○日を症状確認日として、これらを支給する決定を行った。以後、監督署長は請求人からの請求に基づき療養補償給付及び休業補償給付を支給していた。

平成○年○月○日、監督署長は、請求人が就労しているとの情報を得たことから調査したところ、同年○月○日以降について就労の事実が確認された。併せて療養の必要性についても調査したところ、同年○月○日をもって治ゆ（症状固定）と判断した。

監督署長は、請求人からの休業補償給付及び療養補償給付の請求について、請求人の就労の事実及び治ゆ（症状固定）の判断から、平成○年○月○日以降の休業補償給付及び同年○月○日以降の療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、休業補償給付を一部支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の休業補償給付を一部支給しなかった監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

請求人の肺機能の状態についてみると、平成〇年から平成〇年までの診断書（じん肺用）による肺機能検査の結果は、各年とも「F＋」となっているところ、専門医であるC医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「ある程度客観性のある動脈血ガス分析の結果より評価すると肺機能はほぼ正常に保たれており経年的な変動は軽微である。また、F判定の根拠になったと思われる『V25／身長』に係る検査結果については、現在は肺機能検査結果の判定に用いないこととされており、したがって、それ以外の検査数値の推移によれば『F（－）（じん肺による肺機能の障害がない）』と判定されるべきである。」旨の所見を述べている。また、Dじん肺診査医も、同年〇月〇日付け意見書において、「少なくとも日常生活に支障はなく、軽作業も十分できる状態である。」旨の所見を述べている。

さらに、請求人の動脈血ガス分析における炭酸ガス分圧値をみると、平成〇年以降、時に軽度高値（45 TORR）を示しており、肺機能は正常ないし軽度異常で推移していると認められる。この間の肺泡気動脈血酸素分圧較差は最高でも15.5 TORRであり、年齢別限界値よりはるかに低いことが認められる。

以上のとおり、肺機能の検査結果並びにC医師及びDじん肺診査医の各所見に鑑み、請求人のじん肺（続発性気管支炎を含む。）は休業を要するほどの状態ではなく、軽作業への就労は可能であると判断される。

したがって、請求人の休業補償給付の請求に係る平成○年○月○日から同年○月○日までの間及び同年○月○日から同年○月○日までの間は休業を要する状態とは認められず、とりわけ同年○月○日から同年○月○日までの間については現に実態として就労していたことが認められるところであり、当審査会としては、決定書理由第2の2の（2）のア及びイで説示するとおり、各期間の休業補償給付請求分について支給の対象としなかった監督署長の判断を肯定した審査官の結論は妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。